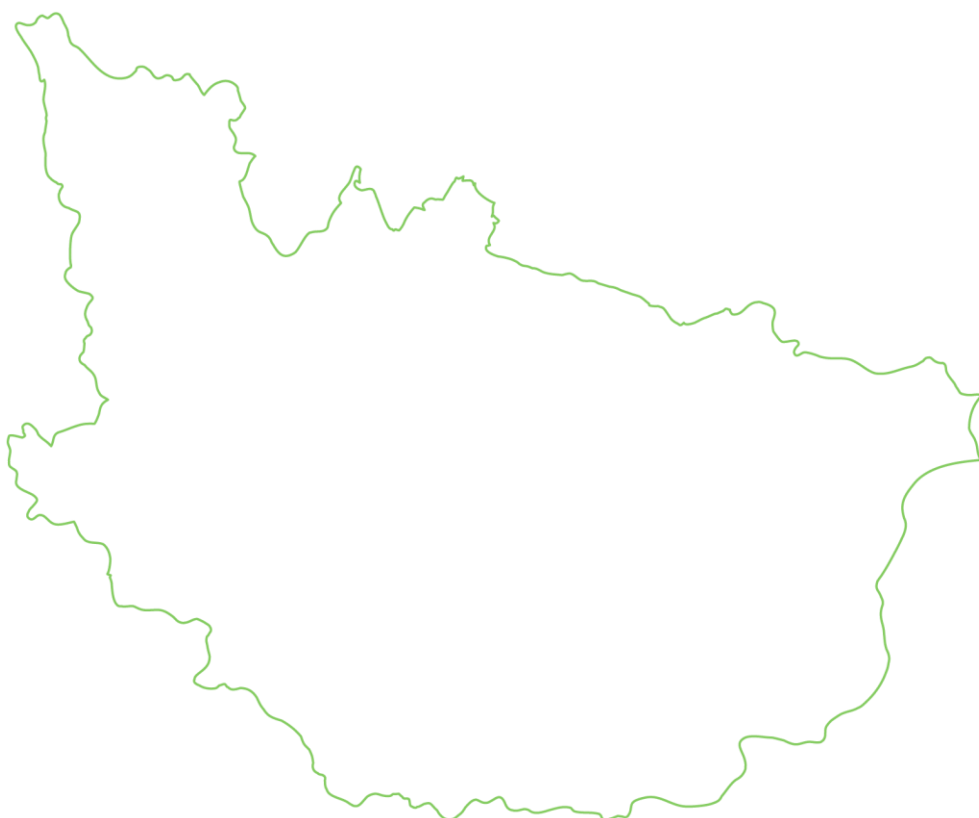


第1章 立地適正化計画とは

- 1-1 立地適正化計画とは
- 1-2 上山市立地適正化計画の位置付け
- 1-3 対象区域と目標年次



1-1 立地適正化計画とは

（１）立地適正化計画の制度創設の背景

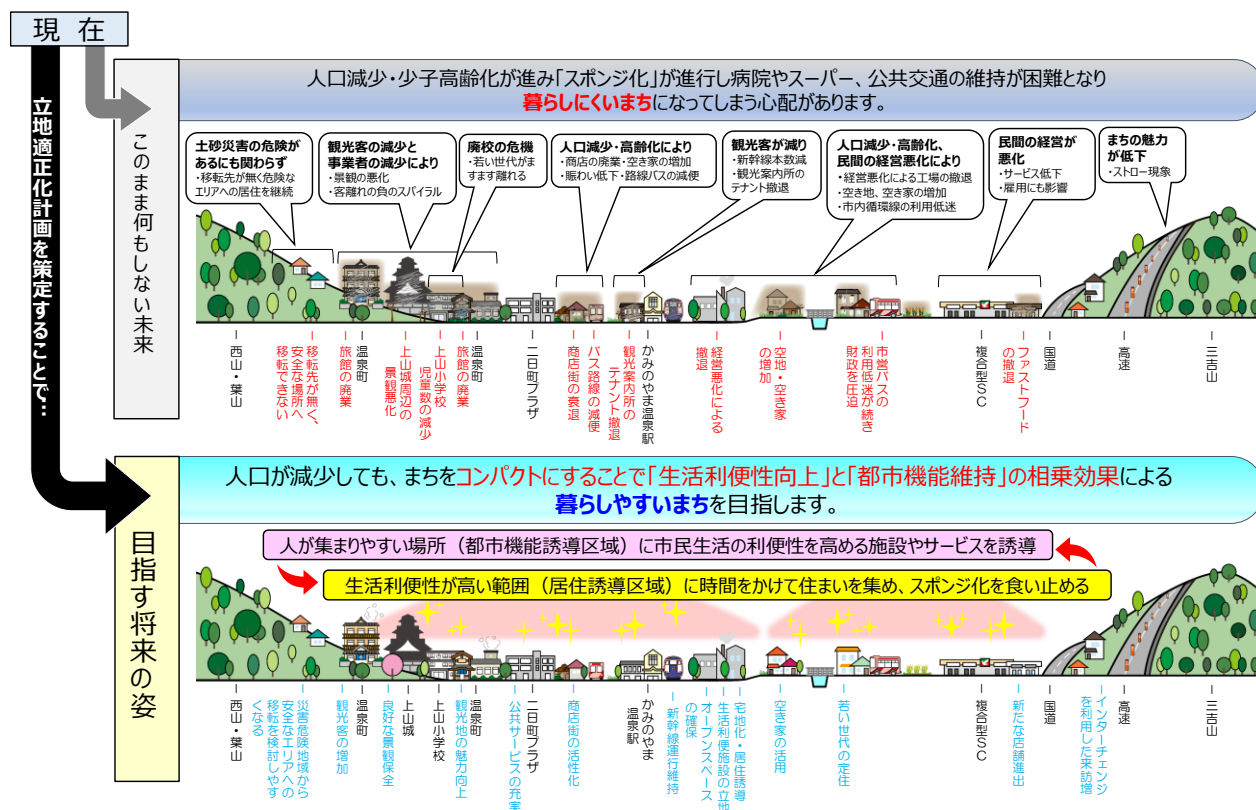
我が国では、急激な人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代など誰もが安心して
 できる健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面・経済面において持続可能な都市経
 営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、都市基盤整備に留まらず、福祉や交通なども含め分野横断的に都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えに基づき、まちづくりを進めていくことが重要です。

このような背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、「立地適正化計画制度」が創設されました。

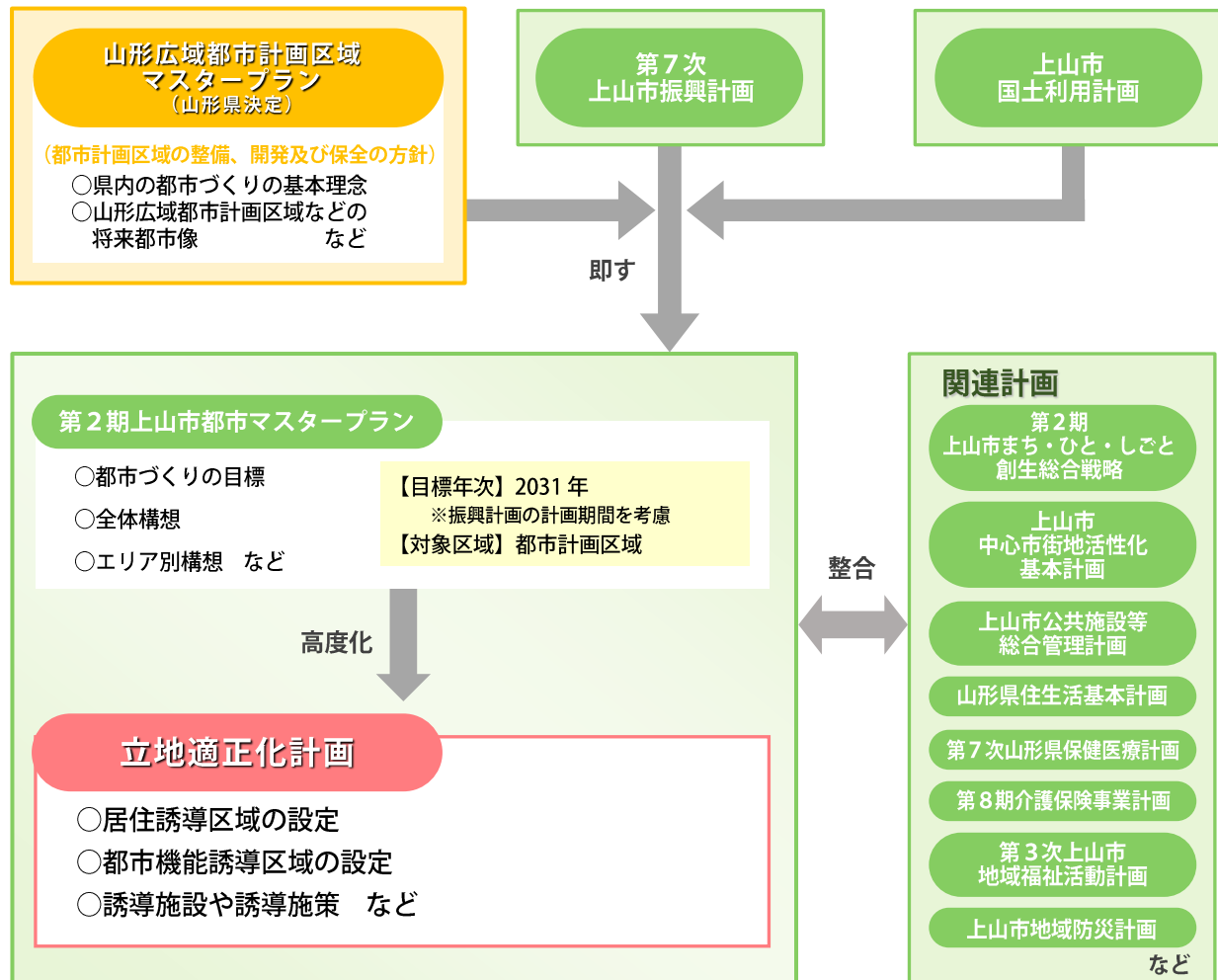
（2）策定目的

本市においても、今後更なる人口減少の進行が予測されています。市民がいつまでも安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定し、まちなかの拠点性や利便性を高め、便利な暮らしを選択できる都市構造への転換を目指します。



1-2 上山市立地適正化計画の位置付け

第7次上山市振興計画などの上位計画に即して策定した「第2期上山市都市マスタープラン」を高度化する計画として、関連計画とも整合を図りながら、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設、誘導施策を定めます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

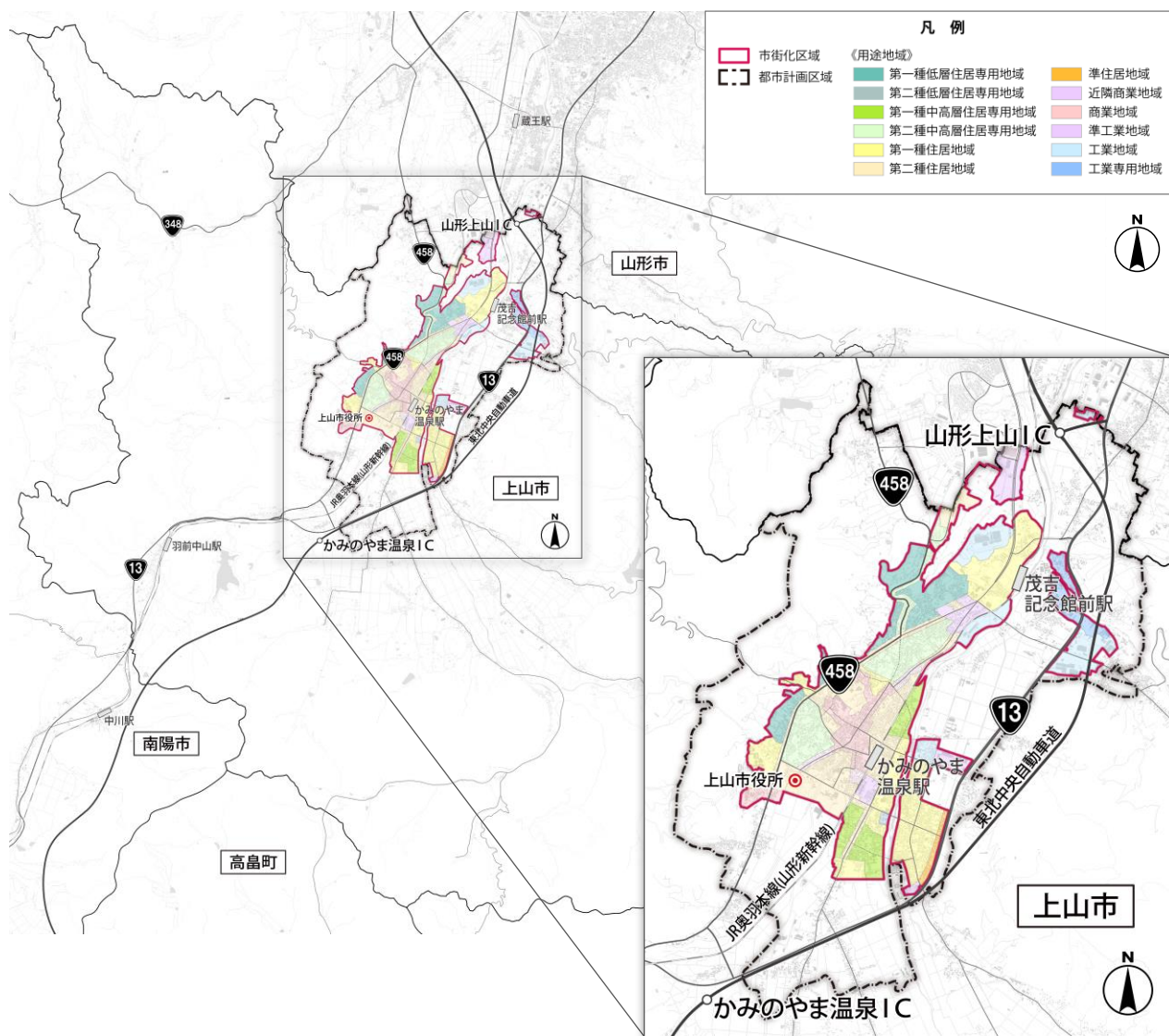
第9章

資料編

1-3 対象区域と目標年次

(1) 対象区域

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域全域とします。



(2) 目標年次

上山市立地適正化計画の目標年次は、第2期上山市都市マスタープランの目標年次と整合を図り、2031年（令和13年）とします。ただし、人口動向などは長期的視点にたち、2045年時点（令和27年時点）の予測値を基に分析を行います。

なお、概ね5年毎に評価指標による効果検証を行うことを基本とし、上位関連計画の計画期間などとの整合を図りながら必要に応じて見直しを行います。